

国・独立行政法人等の個人情報保護制度に係る検討の在り方について

1. 経緯

現在、個人情報保護委員会では、改正個人情報保護法附則第12条の規定に基づき、個人情報保護法の3年ごと見直しの検討を行っている。この検討過程において、官民を通じた個人情報の取扱いに関する論点が、パブリックコメントやヒアリング等で多く指摘されている状況である。具体的には、行政機関、独立行政法人、地方公共団体、民間事業者等の法律等の統合を求める意見や、当委員会が行政機関や地方公共団体における個人情報の取扱いについても所管することを求める意見等が存在するところである。

このうち、国・独立行政法人等の個人情報保護制度に関連しては、既に、具体的な支障が多く指摘されている。

例えば、我が国におけるデータの官民連携・利活用の阻害との指摘がある。国・独立行政法人等と民間とでは、個人情報の定義や制度内容が異なるだけでなく、制度の所管も異なるため、AI・ビッグデータ等官民のデータ流通の際の支障となっている。特に、医療現場においては、国立大学病院、民間病院等、官民間での個人データのやり取りが多く、今後も増加が見込まれるが、根拠法が異なり、所管も異なるため、医療分野のデータ連携等に支障を来しているとの声が上がっている。

また、官民の垣根を超えたデータの流通は国際的にも進展しており、研究機関間の国際研究開発はその典型例と考えられる。このため、官民通じた国際的な個人データ保護に係る制度調和が喫緊の課題となっているが、例えば、EUとの関係では、監督機関の在り方が大きな論点となっており、本年1月に実現した充分性認定において、民間部門のみがその対象とされた理由の一つとなっている。

2. 当委員会としての考え

国・独立行政法人等の個人情報保護制度に係る検討は、改正法附則第12条第6項に規定がある事項でもあることから、今後、当委員会は、主体的かつ積極的に、スケジュール感を持って、検討に取り組む必要があると考える。

(以上)